

12月12日 教育長ほか10名
中央執行委員長ほか6名
教育長室

38年度教育予算の発表は知事査定終了後当方で判断した時期におこないたい。
37年度末人事方針は目下検討中である。

要旨 旅費の公務の範囲は検討中で、結論はでていない

第4節 付 属 機 関

1 福島県社会教育委員

根拠法規 ○社会教育法第15条～第18条
○福島県社会教育委員の定数および任期に関する条例（昭和24年福島県条例第56号）

目 的 社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため次の職務を行なう。

- ① 社会教育に関する諸計画の立案
- ② 教育委員会の諮問に応じて意見をのべる。
- ③ 必要なる研究調査をする。

委 員 一 覧 表（定員25名以内）

氏 名	職 名	摘 要（代表名）
平山千代美	会津若松市鶴城小学校	小学校長代表
鈴木光四郎	平市立平第一中学校長	中学校長代表
片岡五郎	県立福島農蚕高等学校長	高等学校長代表
佐々木 督	県 公 連 会 長	公民館代表
小松 テル	県 婦 連 会 長	社会教育関係団体代表
紺 頼 章	県 連 青 副 会 長	〃
勝 又 克 伊	県青協常任顧問	〃
伊藤善二	福島第一小学校PTA会長	〃
横井政吉	県議会厚生文教常任委員長	学 識 経 験 者
佐々木 荘 治	田村郡三春町長	〃
力丸 剛	市町村教育長協議会長	〃
平井 博	福島大学々芸学部長	〃
今泉正顕	郡山青年会議所専務理事	〃
石黒明正	NHK福島放送局長	〃
谷 昌 恒	棚倉堀川愛生園長	〃
佐藤 タ マ	福島市社会教育委員	〃

2. 福島県文化財専門委員

根拠法規 福島県文化財専門委員設置に関する条例（昭和27年福島県条例第75号）

目 的 文化財保護法および福島県文化財保護条例に規定する文化財の保存および活用に関し、
教育委員会の諮問に答え、または意見を具申し、およびこのために必要な調査研究を行なう。

委 員 一 覧 表（定員10名）

氏 名	専 門	住 所	備 考
二瓶清	建造物，彫刻，工芸品，考古	喜多方市関柴町上高額	無 職
菊地貴晴	彫刻，書跡，絵画	福島市森合西養山10の7	福大助教授
岩越二郎	工芸品，考古	白河市会津町37	無 職
渡部晴雄	考 古，史 跡	相馬郡小高町谷字表7	無職（日本考古学協会 会員）
三本杉己代治	地 質，鉱 物	伊達郡伊達町字南堀12	福大教授，理学博士